



花角知事の意見は理屈がおかしい！

憲法95条に基づく住民投票の意義を無視

馬場ひでゆきの活動日誌

No.59

4月16日から、議会では、柏崎刈羽原発再稼働の是非についての県民投票条例案の審議が始まっています。この日誌が届く頃には、条例案の採決がされているかもしれません。

しかし、条例案に付した知事意見は、議員の投票行動に影響を与える重要なものなので、知事意見の内容とそれに対する私の批判を紹介します。

県知事意見

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する新潟県民投票条例案に対する意見

この度、東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する県民投票条例の制定が、約14万3千人の県民の署名により請求されたところであり、その意義を大変重く受け止めるものである。

その上で、条例案を慎重に検討した結果、以下の課題があるものと考える。

1 条例案により原子力発電所の稼働の是非を判断することについて

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の是非については、国のエネルギー政策上の必要性をはじめ、原子力規制委員会の審査や県技術委員会によって確認されてきた施設の安全性、原子力災害発生時における避難計画の実効性、そして東京電力に対する信頼性といった課題があり、すでに多岐にわたる観点から議論されているところである。

また、再稼働の是非は、地域の経済・雇用・財政に影響があることに加え、国全体の経済・産業の発展や、近年気候変動による影響が顕在化している中にある地球温暖化対策等にも関

連する広範で複雑な問題であると考ええる。

条例案第10条は、県民は、投票用紙の賛成欄又は反対欄に○の記号を記載して二者択一で自らの意思を表明することとし、条例案第18条は、知事は投票の結果を尊重するとともに、国及び関係機関と真摯に協議し、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関して県民の意思が忠実に反映されるよう努めなければならないとしている。

しかしながら、再稼働の是非については、上記のとおり多岐にわたる観点から議論されているところであり、これまで県には、県民から、単に「賛成」「反対」だけでなく「条件付きの賛否」や「県議会で議論し結論を出すべき」といった意見も寄せられているところである。

したがって、条例案第10条に規定する「賛成」又は「反対」の二者択一の選択肢では、県民の多様な意見を把握できないと思われる（以下省略）。

花角知事のここがおかしい！

- 1 「二者択一」による住民の意見表明と多様な意見を聴くこととは全く矛盾するものではない。
- 2 「多様な意見」があるといって「二者択一」に消極的、代案すら示さない。
- 3 原発再稼働の是非については、「多様な意見」は「是か非か」に収れんされていくのでは？
- 4 「住民」の県民投票の是非の問題を「知事」の意見集約の方法にすり替える

【馬場の考え】

花角知事は

住民の意見表明に冷淡である

● 県民投票と公聴会は矛盾せず
花角知事は、「二者択一」の選択肢では、県民の多様な意見を把握できない」と述べました。他方で、県民の声を聴く方法として公聴会や首長との意見交換などを挙げています。

しかし、公聴会をすることと県民投票を実施することとは矛盾しません。多様な声を聞いたのであれば、公聴会をどんどん実施すればいいのです。

● 二者択一を批判しながら代案を示さない

花角知事は、「二者択一」を批判しながら、代案を示していません。これはおかしい。

花角知事は、14万3千を超える署名者による今回の条例制定案の請求の意義について「大変重く受け止める」としています。そうであれば、署名者の意見表明をしたいという気持ちが無にしないためにも、「二者択一」に代わる代案を示すべきです。代案を示さないということは、条例案に反対することと同義です。「県民の意見を聴く」としてきた知事の姿勢とも整合し

せん。
● 多様な意見は「是か非か」に収れんする

国は、自治体に対して原発再稼働に対して同意を求めている。したがって、回答は「是」か「非」かの二つしかありません。実質的に考えても、住民は再稼働を是とすれば、危険な原発と共存して生活することになります。原発との共存を是とするかどうか、住民の意見は是か非かの二つに収れんするのではないのでしょうか。

● 県民投票の是非の問題を知事の意見集約の方法にすり替える

もっと根本から言いますと、今回の条例案の本旨は、地方住民が原発という国策に対して意見を表明するというものです。

憲法95条は、特定の自治体のみ適用する法律について、その自治体の過半数の住民の同意を得なければ法律を制定できないとしています。この趣旨は、不利益を押し付けられる住民の人権を尊重するものです。

【日本国憲法95条】一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することができない。

今回の条例案は、まさに憲法

95条の理念に沿うものです。

ところが、花角知事が「多様な意見を把握できない」ということによつて、憲法にも沿う県民投票の是非の議論が、「花角知事」の意見集約の方法という問題にすり替えられ、矮小化してしまうことになります。

結局、知事の意見は屁理屈であり、その姿勢は県民投票につき冷淡です。皆さんも、知事の発言する様子を見てください。

3月29日～4月11日

● 3月29日 上越地域の医療を守る会総会（直江津学びの交流館）

● 4月6日 高田城址公園観桜会神輿御渡（極楽橋付近）

● 7日 県立看護大学入学式

● 7日 吉川高等特別支援学校入学式

● 11日 桜の写真家「高波重春」

蔵出し展（安塚コミュニティプラザ講堂）高波さんは、安塚在住で桜の開花を追いかけて日本列島を縦断する桜の写真家です。

同じ会場には、公募による「私の好きな「安塚の桜」」写真展も開催されていて、ステキな作品がたくさんありました。



安塚コミュニティプラザの会場で高波さんと

発行責任者：馬場ひでゆき事務所
住所 新潟県上越市本町3丁目3番3号
ダイヤパレス高田武番館2階
電話 025-546-7110
ファックス 025-546-7666
メール kengi-babahideyuki@wind.ocn.ne.jp